

中津川市教育振興基本計画 よりよいひとりでち中津川ビジョン (概要) 期間；平成27~38年度

I. 基本構想

中津川市教育大綱

現代を生きぬく力

生きぬく
土台

- ・基礎基本を身につける
- ・当たり前のことができる
- ・たくさん学び、経験し、自分を豊かにする

生きぬく
価値

- ・じっくり考え、判断し、行動する
- ・社会の役に立ちながら自己実現

学び、活かす市民

学校教育・幼児教育

小中学校、幼稚園、保育園での学び

基礎基本の習得とたくましい子の育成

よりよいひとりでち

<重点>

読書活動の充実 食育と体力づくりの充実

- 3つの耕し
- ① 「読解力（読み取る力）」を高める
 - ② 「持久力（粘り強さ）」を高める
 - ③ 当たり前のことは当たり前に

キーワード：【知識と知恵】

生涯学習

大人の学習 地域社会のかかわり

いきいきとした人づくりの実現

自分の学習、経験を社会に役立てる

<重点>

市民読書の充実 スポーツの充実

- 3つづくり
- ① 「読書」による人づくり
 - ② 「一市民1スポーツ」による人づくり
 - ③ 「ふるさと」に誇りをもつ人づくり

キーワード：【学びと創造】

II. 基本施策

教育・生涯学習環境の整備

教育内容・生涯学習内容の充実

市民が参加する教育体制の整備

Ⅲ. 施策・実施事項（方向性）（125）

基本施策1「教育・生涯学習環境の整備」 （34）

- よりよいひとたちを促す学校教育環境整備（9）
 - ・学校施設の良好な環境に向けた整備
- 幼児教育を充実させる環境整備（3）
 - ・望ましい幼児教育・保育の集団規模の考え方を踏まえた、施設の適正配置の推進
 - ・幼児教育・保育施設の計画的な整備、改修
 - ・民間との協働と役割分担のもとでの受入体制の充実
- 少子化対策・子育て支援に資する環境整備（4）
 - ・放課後児童クラブ、子育て支援センターの計画的な施設整備と、子どもたちの居場所づくりの充実
 - ・発達支援センターの環境改善
- 市民の学習活動のための環境整備（3）
 - ・学習ニーズに応じた設備や安全安心な環境を確保した公民館の計画的な改修
- 全市民が等しく享受できる読書環境整備（4）
 - ・市立図書館の機能充実と資料の充実や各施設のネットワーク化、資料のデジタル化等の整備
 - ・新図書館の整備構想の立案
- 人づくり、まちづくりに活かす文化施設の再編と整備（3）
 - ・文化施設の安全安心な環境整備
 - ・美術館機能を有する施設の整備
- スポーツ施設の効果的な運営と施設の整備（3）
 - ・安全・安心で快適なスポーツ施設の整備
 - ・必要な施設の効率的、持続的な運営
- 市の特色を活かした歴史文化資源の整備（5）
 - ・苗木城跡及び馬籠宿等の中山道や街並み景観を歴史的文化遺産として、地域の活性化、観光振興と連携
 - ・計画的な保存整備をすすめる、歴史資料等を収蔵保管できる施設の充実
 - ・伝統芸能や芝居小屋などの施設の保存整備と利活用

基本施策2「教育内容・生涯学習内容の充実」 （65）

- 9 ■新しい教育のしくみづくり（3）
 - ・新教育委員会制度を活かし、「よりよいひとたち」をめざす教育の充実
 - ・市長部局との連携で、市民の声を教育行政に反映
- 生きぬく力を育む学校教育（18）
 - ・「学力の向上」と「基本的生活習慣、規範意識の定着」
 - ・深く読み取る力、自分なりの考えを持って行動する力、粘り強さを身につける教育の充実
 - ・支援の必要な児童生徒への個別のニーズを正しく把握し、適切な支援のための人的な充実
 - ・現状とニーズに合った研修で学習指導や生徒指導力向上
- みんなで育つ幼児教育（3）
 - ・定期的な研修の実施と、新たな知識や対応を専門家から指導を受けて資質向上。
 - ・児童一人ひとりの発達を見通し、小学校教育とのつながりを考えた質の高い幼児教育・保育の展開。
- 少子化対策・子育て支援（11）
 - ・子どもを安心して生み育てることができる環境づくりのため「中津川市子ども・子育て支援事業計画」により、子どもへの教育、保育、子育て支援を総合的な仕組みづくりを行う
 - ・発達支援センターの職員（指導員）を計画的に育成を行う
 - ・療育関係職員研修会等職員の力量アップを図る
 - ・通所指導、保育所等訪問支援事業等で指導内容、方法の充実を図り、子どもに関する相談窓口対応の充実や、心身の障がいや発達の遅れの早期発見と、途切れない支援
- 学び、活かす楽しい学習（4）
 - ・多様な学習機会の充実と、得られた成果や培った能力を地域社会で活かす環境づくりと、地域の人材育成や活力ある地域づくり

基本施策3「市民が参加する教育体制の整備」 （26）

- 地域との連携による学校教育の充実（7）
 - ・子どもたちのために地域力を有効活用し、総合力・実践力・発展的な力をつけられる事業の実施
 - ・地域や家庭の教育力の育成
- 地域との連携による幼児教育・子育て支援の充実（2）
 - ・園児と地域住民が世代を超えて交流を深め、地域全体で子どもを育てることで、園児が地域文化を学び、地域を誇りとする意識づくり
 - ・放課後児童対策の取り組み
- 活力ある地域づくりの推進（4）
 - ・公民館を拠点とした地域づくり活動や学習の充実での人材育成
 - ・公民館運営に市民参加の運営体制づくり
- ボランティアの支援と協働推進（6）
 - ・市民の社会参加による地域の活性化やまちづくりのため担い手の育成
 - ・市民の参加型博物館等、各文化施設の事業に参加できる仕組みや活躍の場の提供
- ふるさとの絆を深める事業（3）
 - ・地域の人々の愛郷心を深め、コミュニティの活性化につながる事業の推進
 - ・「ふるさと教育」による地域の絆づくり
 - ・スポーツ活動での生きがいづくり
- 国際・国内交流の推進（4）
 - ・国際交流事業経験者のネットワーク化
 - ・次代のリーダー育成
 - ・国内交流事業の交流規模の適正化検討と、交流先と協議しながら実施

※カッコ内は実施事業数

中津川市スポーツ推進計画（概要版）

《計画の基本的な考え方》



基本方針1

一市民1スポーツ

ライフステージに合わせて、身近なスポーツに取り組み裾野を広げていきます。

基本方針2

スポーツが深める地域の絆

地域コミュニティの維持・活性化を進め、世代間を超えた交流の促進を図ります。

基本方針3

充実したスポーツ環境

健康づくりを目的として、身近な地域に、ウォーキング・ジョギングコースの設定を行います。

～みんな元気 健康スポーツのまち～

スポーツで人と地域が かがやくまち なかつがわ



資料5

《計画の概要》

1 趣旨

■国「スポーツ基本法」

目的：国民の心身の健全な発達、明るく豊かで活力ある社会を実現する

理念：スポーツは、生涯にわたり自主・自律的に、ライフステージに応じて行なえるよう推進する

■国「スポーツ基本計画」

目的：「スポーツ基本法」の理念の具現化と、スポーツ推進の基本計画を策定する

基本方針：広く人々が、スポーツに参画することができる環境を整備し、スポーツ立国の実現を目指す

■中津川市「スポーツ推進計画」

基本理念：スポーツを通して健康づくりと地域の絆を深める、いきいきと暮らせるまちづくり

基本方針：「一市民1スポーツ」「スポーツが深める地域の絆」「充実したスポーツ環境」の三本柱で推進する

2 計画の位置づけ

◎本計画は、国の「スポーツ基本法」「スポーツ基本計画」を参酌する。

◎本計画は、県の「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」「清流の国ぎふスポーツ推進計画」の趣旨・方向性を踏まえる。

◎本計画は、市の「中津川市総合計画」に基づく。

3 計画期間

◎平成27年度（2015年度）から平成38年度（2026年度）までの12年間とする。

◎平成32年度（2020年度）には、市民の意向調査をはじめ、適宜見直しを実施する。



■ぎふ清流国体・ぎふ清流大会「レスリング」



■中津川公園野球場「夜明け前スタジアム」



中津川市スポーツ推進計画 体系図



【現状と課題】

- 市内で観戦したいプロ・トップスポーツでは、野球・バレーボール・サッカーなどの希望がある
- 2020年の東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けた取り組みとしては、オリンピック・パラリンピックの観戦がもっとも多くなっている
- 主な活動として、障がい者東濃ブロック体育大会での入賞者は県及び全国の大会参加につながっている
- 会員の高齢化により、活動が制限される
- 健常者とのふれあい関係が少ない
- 平成26年度から5年計画で、老人クラブ会員増強運動を展開中
- 地域に貢献する老人クラブを目指している
- 平成25年度に実施したアンケート調査では、1年間に運動やスポーツを行った人は、約53%で、その内「成人」では約25%である
- スポーツが行えない理由として「忙しい」「仕事で疲れている」が多くあげられる
- スポーツクラブチームや愛好会への所属状況は、約10%である
- ウォーキング、運動器具による運動など手軽な種目が多く行われている
- スポーツを「する・しない」の二極化が進行しつつある
- スポーツ少年団員の入団率が下がっている
- ※平成22年度 14.0%⇒平成26年度 12.3%
- 学校の体育の授業や運動部活動では十分なスポーツニーズに対応できない
- 少子化に伴い、運動部活動の存続に影響がある
- 幼児の運動能力、体力の低下傾向がみられる
- 保護者とともに、身体を動かす楽しさを知ることが必要

【基本方針】

「市民1スポーツ」

スポーツが深める地域の絆

充実したスポーツ環境

- 【**総合型地域スポーツクラブ**】
 - 市内の設立クラブ数 5クラブ
 - クラブの認知度（知らない65% 参加したい38%）
 - 会員の拡大とコミュニティづくり
- 【**スポーツ都市像**】
 - 市民が望むスポーツ都市像は「誰もがスポーツに親しみ、スポーツをとおして健康づくり、まちづくりを推進するまち」が67%を占める
- 【**スポーツ推進施策**】
 - 市民が望むスポーツ推進施策は「年齢・体力・技術に応じたスポーツ教室やスポーツ行事の充実」が46%
 - 健康、体力づくりに重点をおいたスポーツ振興」が42%

- 【**スポーツ施設の状況**】
 - 中津川公園には、県下でもトップクラスの施設が整備されている
 - B&G海洋センターをはじめ、多様な施設が整備されている
 - 各施設とも利用人数も多く稼働率が高くなっている
- 【**アンケート調査による施設の満足度**】
 - 市の施設の充実度は約40%
 - 市の施設の利用料金調査では、適当であるは、約26%
 - 要望施設では、室内トレーニング施設、ランニング施設が多くなっている
- 【**施設の管理**】
 - 市有財産（施設）運用管理マスタープランの施設再編計画の実施
 - 指定管理者制度の導入

【目標数値】

スポーツ実施率

成人の週1回以上
現状31.2%から

◎平成32年度
までに

**2人に1人
50%以上**

◎平成38年度
までに

**3人に2人
65%以上**

※この計画での“スポーツ”とは、運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体運動を幅広く捉えたものです。

【スポーツとの関わり・目標】

トppers アスリート

年齢等に合わせた競技スポーツと地域スポーツとの連携・協働を図る！

障がい者

スポーツに主体的に参加する！

高齢者

スポーツを通じて健康で長生きする！

成人期

スポーツを通じて、充実した人生にする！

高校・大学

スポーツを通じて生涯の友をつくる！

中学期

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り明るく豊かな生活を営む態度を育てる！

小学期

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育て、健康の保持増進と体力の向上を図り楽しく明るい生活を営む態度を育てる！

幼児期

保護者と一緒に遊び、ボール遊びなどに取り組む！

【具体的施策】

- 各種団体との連携による人材発掘、育成
- 中津川市ひとりづくり奨励金の交付
- 市内在住のトップアスリートによるスポーツ教室の開催

- 障がい者のスポーツ参加の支援
- スポーツ指導員の育成

- 高齢者のスポーツ参加の支援
- 健康体力増進に関する情報の提供

- スポーツを楽しむきっかけづくり
- ウォーキング・ジョギングコースの設定・充実
- 「スポーツプログラムサービス」の提供

- 「スポーツプログラムサービス」の提供
- アスリートの育成・活動支援
- 中津川市ひとりづくり奨励金の交付

- スポーツを通じた心の成長
- 子どもの夢の推進
- 学校と地域の連携

- 身体を動かす習慣づくり
- 子どもの夢の推進

- 身体を動かす習慣づくり

- スポーツ推進委員活動のPR
- 地域での密着した活動への支援
- 活動しやすい地域ネットワークの構築

- 設立準備に向けたクラブへの活動支援
- 既存クラブへの事業・教団加盟に伴う支援
- 指定管理者制度導入に伴う支援

- 地域コミュニティを高める事業展開の促進
- 地元企業、大学との連携
- 地域資源を生かしたスポーツ活動の推進

- 安心・安全なスポーツ環境の維持
- ウォーキング・ジョギングコースの設定・充実
- 「市有財産（施設）運用管理マスタープラン」に基づく施設管理

- 学校開放施設の活用推進
- スポーツ施設の利用減免制度の見直し
- 利用者ニーズに応じた施設利用方法の見直し
- 地域・関係団体による指定管理者制度の導入

- 効果的、効率的な施設管理の推進
- スポーツ施設予約状況閲覧システムの更新

社会教育委員の役割について

1 社会教育委員とは

社会教育法（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

■point■

社会教育は、人々の生活と直接結びついているのが特徴で、社会教育行政は人々の意向を忘れては執行できない。そこで、人々の意向を反映させる仕組みとして社会教育委員制度がある。だから、社会教育委員は人々の意向の代弁者であり、社会教育活動の機動力である。同時に、規制緩和で地域の特色を生かした社会教育行政が行えるようになったが、その成否は社会教育委員の知恵と熱意が左右する。

【伊藤俊夫編「社会教育委員のための生涯学習－社会教育委員必携－」（財）全日本社会教育連合会】

2 社会教育委員の役割

中津川市の社会教育・生涯学習の推進について、その方策や方針についてご意見を述べただけだけでなく、必要に応じて諸計画や答申を作成していただきます。

社会教育法（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

公民館運営審議会委員の役割について

1 公民館運営審議会委員とは

社会教育法（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

2 公民館運営審議会委員の役割

公民館の管理・運営や、市全体の公民館のあり方についてご意見を述べていただくだけでなく、必要に応じて諸計画や答申を作成していただきます。